

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

凡 例

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正 式 名 称	略 称
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律	法
経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく特定社会基盤事業者の指定等に関する内閣府令	指定等府令
特定妨害行為の防止による特定社会基盤役務の安定的な提供の確保に関する基本指針（閣議決定）	基本指針

目次

I 特定重要設備関係	1
II 特定社会基盤事業者の指定基準関係	4
III 特定社会基盤事業者の指定等の通知関係	6
IV 特定社会基盤事業者の変更の届出関係	7
V 様式関係	7
VI その他	8

No.	コメントの概要	金融庁の考え方
I 特定重要設備関係		
1	<p>指定等府令では、銀行業の特定重要設備について、イ) 預金の受入れ、ロ) 資金の貸付け・手形の割引、ハ) 為替取引に関わる「データの処理の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システム」とされているが、「データの処理」の「一部を行うよう構成された」設備である場合、届出対象となるシステムの範囲が明確ではない。</p> <p>「データの処理」の「一部を行うよう構成された」設備である場合でもシステムの機能、設備構成、データフロー（始点と終点）等をガイドライン等で示していただき、届出対象となるシステムの範囲を明確に示していただきたい。例えば、勘定系システムは対象になると思われるが、そのデータを利用者が操作するためのシステム（営業店システム、ATM、インターネットバンキングシステム）については、届出対象設備として含まれるのか示していただきたい。</p>	<p>銀行業に係る特定重要設備は、例えば預金・為替システムが想定されますが、特定社会基盤事業者によって、データフロー等が区々であることから、具体的に、各特定社会基盤事業者におけるどの情報処理システムが特定重要設備に該当するかは、当該事業者が提供する特定社会基盤事業の実態等に即し個別に判断されることとなります。金融庁では、相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談の受付や助言等を行っておりますので、特定社会基盤事業者以外の関係事業者等におかれても、ご相談いただくようお願いいたします。</p>
2	<p>特定重要設備は、特定基盤事業において一律ではなく、当該特定社会基盤事業者がどの指定基準に該当するかを踏まえて指定することが法の趣旨に沿うと考えられるため、そのような制度や運用をお願いするとともに、法の趣旨に沿って必要最小限の設備を指定することとしていただきたい。</p>	<p>具体的に、各特定社会基盤事業者におけるどの情報処理システムが特定重要設備に該当するかは、当該事業者が提供する特定社会基盤事業の実態等に即し個別に判断されることとなります。金融庁では、相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談の受付や助言等を行っておりますので、ご相談いただくようお願いいたします。</p>
3	<p>指定等府令第1条において「特定社会基盤事業については、当該各号に定める業務（特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なものに限る。）と規定されているが、「預金の受入れ」、「資金の貸付け又は手形の割引」、「為替取引」において「不可欠なもの」とはどのような業務を指すのか。基本指針に記載されているとおり、規制の対象は真に必要な範囲に限定していただきたい。</p>	<p>「特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なもの」とは、例えばその業務を行わないと当該特定社会基盤役務の安定的な提供が不可能になるような業務が考えられますが、具体的に、各特定社会基盤事業者におけるどの業務が「特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠なもの」に該当するかは、当該事業者が提供する特定社会基盤事業の実態に即し個別に判断されることとなります。金融庁では、相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談の受付や助言等を行っておりますので、ご相談いただくようお願いいたします。</p>

		願います。
4	<p>指定等府令第1条において「データの処理（当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）」と規定されているが、「当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるもの」かどうかはどのような基準に基づいて判断するのか。基本指針に記載されており、規制の対象は真に必要な範囲に限定していただきたい。</p>	<p>「当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるもの」とは、例えば当該処理が停止した場合に当該業務も停止するようなデータの処理が考えられますが、具体的に、各特定社会基盤事業者におけるどのデータの処理が「当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるもの」に該当するかは、当該事業者が提供する特定社会基盤事業の実態に即し個別に判断されることとなります。金融庁では、相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談の受付や助言等を行っておりますので、ご相談いただくよう願います。</p>
5	<p>指定等府令第1条の「（当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるものに限る。）」にいう「大きな支障」とは、どの程度の支障を指すか。例えば、障害発生等報告を要する程度の支障と捉えればよいか。事業者側で判断可能な粒度の記載へ修文いただくか、何らかの具体的判断基準を別途お示しいただく必要があると考える。</p>	<p>「当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるもの」とは、例えば当該処理が停止した場合に当該業務も停止するようなデータの処理が考えられますが、具体的に、各特定社会基盤事業者におけるどのデータの処理が「当該処理が停止した場合に当該業務に大きな支障が生ずるおそれがあるもの」に該当するかは、当該事業者が提供する特定社会基盤事業の実態に即し個別に判断されることとなります。金融庁では、相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談の受付や助言等を行っておりますので、ご相談いただくよう願います。</p>
6	<p>指定等府令第1条において「情報処理システム（情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第二条第三項に規定する情報処理システムをいい、当該業務の運営のために特に必要なものに限る。以下この条において同じ。）」と規定されているが、「当該業務の運営のために特に必要なもの」かどうかはどのような基準に基づいて判断するのか。基本指針に記載されており、規制の対象は真に必要な範囲に限定していただきたい。</p>	<p>「当該業務の運営のために特に必要なもの」とは、例えばその機能が停止又は低下すると当該業務の運営が不可能になるような情報処理システムが考えられますが、具体的に、各特定社会基盤事業者におけるどの情報処理システムが「当該業務の運営のために特に必要なもの」に該当するかは、当該事業者が提供する特定社会基盤事業の実態に即し個別に判断されることとなります。金融庁では、相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談の受付や助言等を行っておりますので、ご相談いただくよう願います。</p>
7	<p>指定等府令第1条において「情報処理システム・・・及び当該情報処理システムを稼働させる</p>	<p>「当該情報処理システムを稼働させる情報処理システム」とは、例えば複数の情報処理システ</p>

	<p>情報処理システム」と規定されているが、「当該情報処理システムを稼働させる情報処理システム」とはどのようなものを想定しているのか。基本指針に記載されているとおり、規制の対象は真に必要な範囲に限定していただきたい。</p>	<p>ムから、それぞれに共通する機能を別のシステムとして統合した情報処理システムが考えられますが、具体的に、各特定社会基盤事業者におけるどの情報処理システムが「当該情報処理システム」を稼働させる情報処理システム」に該当するかは、当該事業者が提供する特定社会基盤事業の実態に即し個別に判断されることとなります。金融庁では、相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談の受付や助言等を行っておりますので、ご相談いただくようお願いいたします。</p>
8	<p>複数の事業において共通で使用するシステムについては、当該事業の一部に特定社会基盤事業が含まれる場合、当該システムのデータ処理が停止した場合に当該特定社会基盤事業の業務に大きな支障が生ずるおそれがない限りは、「特定重要設備」として取り扱う必要はないか。</p>	<p>特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠な業務の運営のために特に必要な情報処理システムではないシステムは、特定重要設備に該当しません。具体的に、各特定社会基盤事業者におけるどの情報処理システムが特定重要設備に該当するかは、当該事業者が提供する特定社会基盤事業の実態に即し個別に判断されることとなります。金融庁では、相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談の受付や助言等を行っておりますので、ご相談いただくようお願いいたします。</p>
9	<p>対象システムについては、基幹的なシステムのみを対象とする認識でよいか。</p>	<p>特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠な業務の運営のために特に必要な情報処理システムではないシステムは、特定重要設備に該当しません。具体的に、各特定社会基盤事業者におけるどの情報処理システムが特定重要設備に該当するかは、当該事業者が提供する特定社会基盤事業の実態に即し個別に判断されることとなります。金融庁では、相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談の受付や助言等を行っておりますので、ご相談いただくようお願いいたします。</p>
10	<p>各種サービスで特定重要設備を共通利用している場合、特定社会基盤事業者に指定されたサービスに係るプログラムの変更のみが対象になる理解でよいか。</p>	<p>ご指摘の状況の詳細や「対象」が意味するところが明確ではありませんが、金融庁では、相談窓口を設置し、特定重要設備の導入等に関する事前相談の受付や助言等を行っておりますので、ご相談いただくようお願いいたします。</p>
11	<p>スマホアプリは更新の頻度が非常に高く、タイムリーにリリースができないと機能改善や不具合の手当等が速やかにできず、サービス競争力の</p>	<p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。なお、具体的に、各特定社会基盤事業者におけるどの情報処理システムが特定重要設備に該当する</p>

	<p>向上や業務継続に支障をきたす。一方、アプリを掌るサーバー（web サーバー等）も同様に更新できなければアプリ更新の実行性も確保できない。特定重要設備の範囲については、このような事業特性を勘案いただきたい。</p>	<p>かは、当該事業者が提供する特定社会基盤事業の実態に即し個別に判断されることとなります。</p>
12	<p>指定等府令に基づく、資金移動業における「特定重要設備」とは、資金移動業に係る業務に関するデータ処理の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムを指すことになると思われるが、これは、金融庁事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（14. 資金移動業者関係）に基づき、障害が発生した場合に財務（支）局長へ報告が必要となる対象のシステムと一致するか。一致しない場合、その差分はどこに求められるか。</p>	<p>金融庁事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（14. 資金移動業者関係）において、障害が発生した場合に財務（支）局長へ報告が必要となる対象のシステムは限定されていません。他方、特定重要設備は、特定社会基盤事業に供する情報処理システムの一部（特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠な業務の運営の為に特に必要な情報処理システム）に限定されていますので、両者の対象は必ずしも一致せず、一般的には後者が前者に包含される関係となると考えます。</p>
13	<p>指定等府令に基づく、第三者型前払式支払手段発行業における「特定重要設備」とは、第三者型前払式支払手段の発行の業務に関するデータ処理の全部又は一部を行うよう構成された情報処理システム及び当該情報処理システムを稼働させる情報処理システムを指すことになると思われるが、これは、金融庁事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（5. 前払式支払手段発行者関係）に基づき、障害が発生した場合に財務（支）局長へ報告が必要となる対象のシステムと一致するか。一致しない場合、その差分はどこに求められるか。</p>	<p>金融庁事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係（5. 前払式支払手段発行者関係）において、障害が発生した場合に財務（支）局長へ報告が必要となる対象のシステムは限定されていません。他方、特定重要設備は、特定社会基盤事業に供する情報処理システムの一部（特定社会基盤役務の提供を行うために不可欠な業務の運営の為に特に必要な情報処理システム）に限定されていますので、両者の対象は一致せず、一般的には後者が前者に包含される関係となると考えます。</p>
<p>II 特定社会基盤事業者の指定基準関係</p>		
14	<p>銀行業を行う者に係る特定社会基盤事業者の指定基準について、指定等府令第2条第1号ハに掲げる現金自動支払機及び現金自動預入払出兼用機は「国内に設置している」ものに限定されているが、同号イ及びロに掲げる預金残高及び預金口座の数の算定対象も国内における預金残高及び預金口座に限定されるとの理解でよいか。銀行の海外支店における預金残高及び預金口座の数が、同号イ及びロに掲げる基準の算定対象となるのか確認したい。</p>	<p>指定等府令第2条第1号イ及びロの預金残高及び預金口座は、国内における預金残高及び預金口座に必ずしも限定されるものではありません。</p>
15	<p>銀行業を営む外国の会社（例えば、国内銀行の</p>	<p>指定等府令第1条第1号柱書で定義されてい</p>

	<p>海外現地子会社)は、指定等府令第2条第1号に規定する「その事業を行う者」として特定社会基盤事業者の指定の対象となりうるか。</p>	<p>るとおり、同号における特定社会基盤事業者の指定の対象となるのは、我が国の銀行法第10条第1項の規定に基づき銀行業を行う者に限られます。そのため、例えば、国内銀行の海外現地子会社がこれに該当しない場合、同社は特定社会基盤事業者の指定対象とはなりません。</p> <p>なお、本制度の一般的な運用として、国内に本拠地を有しない事業者であることのみをもって、指定基準に該当する者を指定しないこととするものではありません。</p>
16	<p>指定等府令第2条第5号イにおいて「直近の三事業年度における損益計算書に計上すべき保険金等支払金の額から損益計算書に計上すべき再保険料を控除した額…」とあるが、保険分野における特定社会基盤事業の定義については、法第50条第1項によれば、「保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第一項に規定する保険業のうち、特定社会基盤役務の提供を行うものとして政令で定めるもの」と言うことができ、「保険業」は保険業法第2条第1項で定義されている。本定義と照らすと、解約返戻金及びその他返戻金等は、指定基準の保険金等支払金から除外するべきではないか。</p>	<p>保険業の特定重要設備が「保険金の支払又は損害の填補に係る業務」（指定等府令第1条第5号）に関する設備であることを踏まえ、指定等府令第2条第5号イの指定基準の損益計算書に計上すべき保険金等支払金から解約返戻金及びその他返戻金を除外することとします。</p> <p>また、それに伴い、金額の基準を「一兆五千億円以上」から「一兆円以上」に変更する修正を行います。</p>
17	<p>指定等府令第2条各号に指定基準の記載がある。金融事業に関連して、経済産業省が管轄の信用購入あっせん業を併業する事業者も多くあると考えるが、事業年度（一方は各社の事業年度、他方は4月1日から3月末日）や、利用者数・取扱金額等の算定期間（一方は3年度の平均、他方は3年度のいずれか）の考え方が統一されていないと、数字の算定や理解に支障・事務の混乱や煩雑さを生じうるため、所管官庁間での調整の上、考え方の統一を図っていただきたい。</p>	<p>特定社会基盤事業者の指定基準は事業ごとに異なるものであり、その算定の方法は特定社会基盤事業ごとに適当な方法をとることが適切であると考えます。</p>
18	<p>省庁や法令横断でサービス提供する事業者においては、指定基準の算定方法や報告様式が異なっていると業務面に支障をきたすおそれがある。</p> <p>書式及び考え方を、省庁間、法令間で統一いただきたい。</p>	<p>特定社会基盤事業者の指定基準は事業ごとに異なるものであり、その算定の方法は特定社会基盤事業ごとに適当な方法をとることが適切であると考えます。</p>
19	<p>指定等府令第2条第11号イの「一万店以上」にいう「店」の定義は何か。「加盟店の数」は、法</p>	<p>指定等府令第2条第11号イに規定する加盟店については、資金決済に関する法律第10条第1</p>

	人数ではなく、店舗数（利用可能箇所数）でカウントするとの趣旨であるように思われるが、例えば、1つの自動販売機等は1店舗としてカウントする必要があるか。	項第4号に規定する加盟店と定義しておりますので、加盟店の数についても当該定義に照らして判断するものと考えます。
20	一事業者において複数の第三者型前払式支払手段を発行している場合、すべての第三者型前払式支払手段の発行額の合算値をもって、指定等府令第2条第11号口の要件にいう「第三者型前払式支払手段の発行額」と見るのか、または、個別の第三者型前払式支払手段の発行額ごとに要件該当性を判断することになるか。すべての第三者型前払式支払手段の発行額の合算値をもって、同号口にいう「第三者型前払式支払手段の発行額」と見る場合、同号イの要件にいう「加盟店の数」も、すべての第三者型前払式支払手段の加盟店数の合算値で判断するのか、または、個別の第三者型前払式支払手段ごとに要件該当性を判断することになるか。	指定等府令第2条第11号口に規定する第三者型前払式支払手段の発行額について、一事業者が複数の第三者型前払式支払手段を発行している場合は、全ての第三者型前払式支払手段の発行額を合算して指定基準の該当性を判断するものと考えます。また、同号口に規定する第三者型前払式支払手段を使用することができる加盟店の数について、一事業者が複数の第三者型前払式支払手段を発行している場合は、発行する第三者型前払式支払手段を使用することができる加盟店の数を合算して指定基準の該当性を判断するものと考えます。
Ⅲ 特定社会基盤事業者の指定等の通知関係		
21	<p>特定社会基盤事業者の指定基準を満たした後、指定の通知までどれくらいの時間が想定されるか。</p> <p>指定基準額等に係る定期報告が半期や四半期に1度行われる場合、当該報告をもとに指定基準を満たすかどうかの判断をするのか。または、従前の定期報告等をもとに、指定基準を満たす見込みがあると判断された事業者へ個別にヒアリング等を行い、指定基準額等を満たすかの判断を行うのか。前者と後者の判断方法では、実際に指定基準を満たした後、指定の通知がなされるまでに最大数か月程度の開きが生じると思われる。</p>	<p>特定社会基盤事業者の指定は、指定基準を満たすことにより機械的に行われるものではなく、特定社会基盤事業の状況や事業者が提供する役務の実態、その他経済的社会的観点から留意すべき事項等も踏まえて判断し、行われるものです。そのため、特定社会基盤事業者の指定までの期間は一律に定められるものではありません。なお、特定社会基盤事業者を指定したときは、当該指定を受けた者に対する通知を速やかに行います。また、指定基準に該当するか又は該当しうるかどうかの確認にあたっては、必要な報告又は資料の提出を求めることがあります。</p>
22	基本指針とパブリックコメント募集に付された内容との間に、金融庁として本制度を運用していくための実務指針が必要と考えるが、指定事業者と個別に調整していく想定か。その場合、通知が発出される前に調整が可能なのか。	基本指針において、「事業所管大臣は、一定の考え方を示すことが特に必要と考えられる事項については、技術的な解説の公表等により、適切な情報提供を行うこととする」とされていることを踏まえ、適切な情報提供を検討して参ります。
23	特定社会基盤事業者が指定基準を満たさなくなった場合、その事実は金融当局としてどのように把握する予定か。特定社会基盤事業者からその旨の届出等が必要になるか。指定基準額等に係る	具体的な運用は今後検討して参りますが、基本指針において、事業所管大臣は「特定社会基盤事業者が指定基準を満たさなくなったことを把握した場合には、速やかにその指定を解除すること

	<p>定期報告を待って金融当局側で当該事実を把握するとなると、指定基準を満たさなくなつてから指定の解除の通知を受けるまで、最大数か月程度の開きが生じる懸念があり、その間特定社会基盤事業者に無用な負担がかかるおそれがある。</p>	<p>とする。」とされていることを踏まえて対応いたします。なお、金融庁では、相談窓口を設置し、特定社会基盤事業者等からの事前相談の受付や助言等を行っておりますので、指定基準を満たさなくなつたと特定社会基盤事業者において認識された場合を含め、随時、ご相談いただくようお願いいたします。</p>
<p>IV 特定社会基盤事業者の変更の届出関係</p>		
24	<p>特定社会基盤事業者の名称等の変更の届出について、住所の変更届出は、当該事業者の「本社（本店）」の登記上の住所の変更が生じる際に必要との認識でよいか。</p>	<p>法第 50 条第 3 項に規定する特定社会基盤事業者の名称又は住所の届出の変更は、同条第 2 項の規定による特定社会基盤事業者の指定を受けた者に係る事項の変更を公示するために設けている措置であることから、指定等府令様式第一の指定通知書に記載している名称又は住所について変更するときは、同様式第二の名称等変更届出書による届出が必要となります。</p>
<p>V 様式関係</p>		
25	<p>パブリックコメント対象の 6 本全ての内閣府令及び命令中の様式第一（第三条関係）について名称欄の内部に記述する形でもよいが、法人については法人番号の記載を行うべきと考える。</p> <p>また、公印省略としているが、書類において何らかの公務所又は公務員の署名又は印章があるべきと考える（その方が刑法においての扱いで不正のハードルがより上がるため。予め付した印章でもよいので、印章等を付すようにされたい。）。</p> <p>なお、加えて何らかの通し番号もあると良いと考えるのであるが、検討を行っていただきたい（少なくとも、事業者や市民が通し番号を含めた指定についての確認を行えると望ましいと考える。通し番号の存在によってかなり不正等の問題事態・不測の事態の発生が抑えられるのではないかと考える。）。</p>	<p>参考意見として承りました。</p>
26	<p>パブリックコメント対象の 6 本全ての内閣府令及び命令中の様式第二（第五条関係）について法人については法人番号の記載を行わせた方が適切と考える。</p> <p>また、何らかの事情（吸収・合併等）で法人番号の変更がある場合についてはその記載も行え</p>	<p>参考意見として承りました。</p>

	<p>るような様式にしておいた方が良いのではないかと考える。</p> <p>また、「名称又は住所」についてはそのどちらであるかが示されるような様式とした方が適切ではないかと考える。</p> <p>また、書類については、署名又は押印がある方が望ましいと考える（電子的手続の場合は電子署名）。</p>	
27	<p>パブリックコメント対象の6本全ての内閣府令及び命令中の様式第三（第六条関係）について名称欄の内部に記述する形でもよいが、法人については法人番号の記載を行うべきと考える。（何らかの通し番号の記述でも良いが、明確にある法人・事業者の事であるという事が一意に判別出来るようなものであるのが適切と考える。）</p> <p>また、公印省略としているが、書類において何らかの公務所又は公務員の署名又は印章があるべきと考える（その方が刑法においての扱いで不正のハードルがより上がるため。予め付した印章でもよいので、印章等を付すようにされたい。）。</p>	参考意見として承りました。
28	<p>パブリックコメント対象の6本全ての内閣府令及び命令中の様式第四（第七条関係）について何らかの公務所又は公務員の署名又は印章があるべきと考える（その方が刑法においての扱いで不正のハードルがより上がるため。予め付した印章でもよいので、印章等を付すようにされたい。）。</p>	参考意見として承りました。
VI その他		
29	<p>今回の指定等府令には規定されていないが、事前届出事項を規定するにあたっては、特定社会基盤事業者の実態的な情報入手可能性（契約上の制約等に基づく）を勘案していただき、実態上困難な情報入手や届出が義務付けられることのないようご配慮いただきたい。</p>	<p>ご意見は今後の参考とさせていただきます。</p> <p>なお、特定社会基盤事業者等を経由することなく、直接、事業所管大臣に提出することができる情報についての考え方については、今後、技術的な解説等で明らかにする予定です。</p>
30	<p>今後資金決済法傘下の事業者が同法の適用を受ける可能性を鑑み、事業者の参考となるガイドライン等の策定を要望する。</p> <p>具体的には以下3点を含めて検討いただきたい。</p>	<p>基本指針において「事業所管大臣は、一定の考え方を示すことが特に必要と考えられる事項については、技術的な解説の公表等により、適切な情報提供を行うこととする」とされていることを踏まえ、適切な情報提供を検討して参ります。</p>

	<p>①指定事業者としての該当性判断の考え方（数値基準、サーバ分散状況、業界ポジション、資本関係、海外委託先等）、及び指定判断の頻度（年度毎、半期毎等）</p> <p>②指定にあたっての手続き（指定連絡・通知の有無等）</p> <p>③指定後の具体的対応（対象設備、届出様式、届出方法等）</p>	
31	<p>特定重要設備に関し、届出対象システムの範囲、その届出対象システムのリスク管理措置に対する具体的審査基準が示されるものと想定しているが、届出対象システムに対する具体的審査基準の一つに、当方（意見提出者）の認証制度を採用していただきたい。</p>	<p>この意見公募は、特定重要設備等を定める府令等を対象とするものです。なお、御意見は参考として承りました。</p>